

市区町村別集計項目(推進体制等)

岡山県	
市区町村数	27

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)							
								有		無	有		無		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間					
						18	22	27				27						
33	100	岡山市	女性が輝くまちづくり推進課	1	1	1	1	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	2001年6月27日	2001年10月1日		岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第4次さんかくプラン)	2017年4月	~	2022年3月	1	1	
33	202	倉敷市	男女共同参画課	1	1	0	1	倉敷市男女共同参画条例	2000年12月22日	2001年4月1日		第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
33	203	津山市	人権啓発課	1	1	1	1	津山市男女共同参画まちづくり条例	2002年3月22日	2002年10月1日		第4次津山男女共同参画さんさんプラン	2018年4月1日	~	2023年3月31日	1	1	
33	204	玉野市	総務課	1	1	1	1	玉野市男女共同参画推進条例	2002年3月29日	2002年4月1日		第4次たまの男女共同参画プラン	2017年4月	~	2022年3月	1	1	
33	205	笠岡市	人権推進課	1	2	1	1	笠岡市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年7月1日		第4次かさおかウィズプラン	2018年4月	~	2023年3月	1	1	
33	207	井原市	市民活動推進課	1	2	1	1	井原市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月18日	2003年10月1日		第4次いばら男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
33	208	総社市	人権・まちづくり課	1	2	1	1	総社市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次総社市男女共同参画プラン	2017年4月	~	2022年3月	1	1	
33	209	高梁市	市民生活部市民課	1	2	1	1	高梁市男女共同参画推進条例	2005年3月28日	2005年4月1日		第3次高梁市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
33	210	新見市	総合政策課	1	2	1	1	新見市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第4次にいみ男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
33	211	備前市	市民協働課	1	2	1	1	備前市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第3次備前市男女共同参画基本計画	2017年4月	~	2022年3月	1	1	
33	212	瀬戸内市	市民課人権啓発室	1	2	1	1	瀬戸内市男女共同参画推進条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第2次瀬戸内市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2022年3月31日	1	1	
33	213	赤磐市	協働推進課	1	2	1	1	赤磐市男女共同参画推進条例	2008年3月27日	2008年4月1日		第3次赤磐市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2022年3月31日	1	1	
33	214	真庭市	くらし安全課	1	2	1	1	真庭市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2005年12月26日		あいプランまにわ(第4次真庭市男女共同参画基本計画)	2021年4月	~	2026年3月	1	1	
33	215	美作市	市民課	1	2	1	1	美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第2次美作市男女共同参画プラン	2017年4月1日	~	2022年3月31日	1	1	
33	216	浅口市	地域創造課	1	2	0	0	浅口市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		第3次浅口市男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2024年3月	1	1	
33	346	和気町	社会教育課	2	2	0	1	和気町男女共同参画まちづくり促進に関する条例	2007年12月17日	2007年12月17日		和気町男女共同参画プラン(第2期)	2021年4月	~	2030年3月	1	1	
33	423	早島町	まちづくり企画課	1	2	0	0	早島町男女共同参画推進条例	2017年3月17日	2017年4月1日		第3次早島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
33	445	里庄町	企画商工課	1	2	1	1	里庄町男女共同参画推進条例	2012年3月14日	2012年4月1日		第3次里庄町男女共同参画基本計画	2018年4月	~	2023年3月	1	1	
33	461	矢掛町	企画財政課	1	2	0	1	矢掛町男女共同参画推進条例	2017年4月1日	2017年4月1日		第2次矢掛町男女共同参画プラン	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
33	586	新庄村	住民福祉課	1	2	0	0	新庄村男女共同参画の推進条例	2002年9月26日	2003年4月1日		第3次新庄村男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2021年3月31日	0	1	
33	606	鏡野町	まちづくり課	1	2	0	1	鏡野町男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年3月29日		第2次鏡野町男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2024年3月	1	1	
33	622	勝央町	教育振興部	2	2	1	1	勝央町男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年7月1日		勝央町男女共同参画推進基本計画	2017年4月	~	2022年3月	0	1	
33	623	奈義町	総務課	1	2	0	0	奈義町男女共同参画推進条例	2009年12月8日	2009年12月8日		第3次なぎういずらん	2021年4月	~	2026年3月	1	1	
33	643	西粟倉村	総務企画課	1	2	0	0	西粟倉村男女共同参画推進条例	2007年4月20日	2007年4月1日		第5次西粟倉村総合振興計画	2012年4月	~	2022年3月	0	0	
33	663	久米南町	総務企画課	1	2	1	1	久米南町男女共同参画社会推進条例	2010年9月30日	2010年10月1日		第2次くめなん男女共同参画社会推進プラン	2016年4月1日	~	2022年3月31日	1	1	
33	666	美咲町	地域みらい課	1	2	1	1	美咲町男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第3次美咲町男女共同参画基本計画	2017年3月	~	2022年3月	1	1	
33	681	吉備中央町	協働推進課	1	2	1	1	吉備中央町男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第3次吉備中央町男女共同参画基本計画	2018年4月	~	2023年3月	1	1	

<選択肢回答>

<b>所属</b>	<b>庁内連絡会議</b>	<b>男女共同参画に関する条例</b>	<b>男女共同参画に関する計画</b>	<b>現在の状況</b>
1 首長部局	1 有	<b>現在の状況</b>	<b>女性活躍推進法の推進計画との関係</b>	1 策定に向け検討中
2 教育委員会	0 無	1 2022年3月末までの制定を目的に検討中	0 一体でない	0 策定予定がない、検討していない
		2 2021年度以降の制定を目的に検討中	<b>計画の策定方法</b>	
<b>事務所</b>	<b>諮問機関</b>	3 その他	1 単独計画として策定	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有	0 検討していない	0 総合計画の一部として策定	
2 1ではない	0 無			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			6						1	5	6	0	0	6	0	0	
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	さんかく岡山	700-0822	岡山県岡山市北区表町三丁目14-1-201	086-803-3355	086-803-3344	<a href="https://www.city.okayama.jp/23-1-1-0-0-29.html">https://www.city.okayama.jp/23-1-1-0-0-29.html</a>		○	○			○		
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	ウイズアップくらしき	710-0055	倉敷市阿知1丁目7番1-603号	086-435-5750	086-435-5755	<a href="https://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjiyo/wit-hup/">https://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjiyo/wit-hup/</a>	○		○			○		
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	さん・さん	708-8520	岡山県津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階	0868-31-2533	0868-31-2534	<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2051">https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2051</a>		○	○			○		
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター		706-0002	玉野市築港4丁目25番10号	0863-33-7867	0863-33-7868	<a href="https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html">https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html</a>		○	○			○		
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	てらすセンター	714-0081	笠岡市笠岡1872番地19 笠岡市役所分庁第4 2階	0865-62-5769	0865-62-5767	<a href="https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/">https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/</a>		○	○			○		
33	207	井原市															
33	208	総社市															
33	209	高梁市															
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ		718-0011	岡山県新見市新見823番地1	0867-72-6159	0867-72-6181	<a href="https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html">https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html</a>		○	○			○		
33	211	備前市															
33	212	瀬戸内市															
33	213	赤磐市															
33	214	真庭市															
33	215	美作市															
33	216	浅口市															
33	346	和気町															
33	423	早島町															
33	445	里庄町															
33	461	矢掛町															
33	586	新庄村															
33	606	鏡野町															
33	622	勝央町															
33	623	奈義町															
33	643	西粟倉村															
33	663	久米南町															
33	666	美咲町															
33	681	吉備中央町															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

岡山県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			6							4	5	6	6	1	6	2	0	1	
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	2000年4月8日	3	5	14,962	○	○	○	○	○	○	○	○				託児ボランティア会による託児室運営
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	2001年4月1日	2	4	26,887		○	○	○		○						
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	1999年4月2日	3	2	7,099	○	○	○	○		○	○			○		
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター	2002年4月1日	0	3	766	○	○	○	○		○						
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	2001年4月1日	1	0	940	○	○	○	○		○						
33	207	井原市																	
33	208	総社市																	
33	209	高梁市																	
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ	2005年3月31日	0	1	33				○	○		○					
33	211	備前市																	
33	212	瀬戸内市																	
33	213	赤磐市																	
33	214	真庭市																	
33	215	美作市																	
33	216	浅口市																	
33	346	和気町																	
33	423	早島町																	
33	445	里庄町																	
33	461	矢掛町																	
33	586	新庄村																	
33	606	鏡野町																	
33	622	勝央町																	
33	623	奈義町																	
33	643	西粟倉村																	
33	663	久米南町																	
33	666	美咲町																	
33	681	吉備中央町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			4			15	1	6.7	17	0	0.0	12	0	0.0	11	0	0.0	5,145	368	7.2
33	100	岡山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1709(20213.2)	115(2021.2)	
33	202	倉敷市	2000年10月21日	倉敷市男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								不明	不明	
33	203	津山市				1	0	0.0	1	0	0.0							364	12	3.3
33	204	玉野市	2002年9月20日	玉野市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								25	0	0.0
33	205	笠岡市				1	0	0.0	1	0	0.0									
33	207	井原市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	0	0.0
33	208	総社市	2006年3月24日	総社市男女共同参画都市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								396	27	6.8
33	209	高梁市				1	0	0.0	1	0	0.0							693	73	10.5
33	210	新見市				1	0	0.0	1	0	0.0							840	109	13.0
33	211	備前市				1	0	0.0	1	0	0.0							187	9	4.8
33	212	瀬戸内市				1	0	0.0	1	0	0.0							320	不明	
33	213	赤磐市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	4	3.0
33	214	真庭市	2005年12月26日	真庭市男女共同参画杜市宣言	2	1	0.0	1	0	0.0								840	64	7.6
33	215	美作市				1	0	0.0	1	0	0.0							211	5	2.4
33	216	浅口市				1	0	0.0	1	0	0.0							494	53	10.7
33	346	和気町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
33	423	早島町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
33	445	里庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
33	461	矢掛町										1	0	0.0	0	0	0.0	60	1	1.7
33	586	新庄村										1	0	0.0	1	0	0.0	25	7	28.0
33	606	鏡野町										1	0	0.0	1	0	0.0	93	1	1.1
33	622	勝央町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
33	623	奈義町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
33	643	西粟倉村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
33	663	久米南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
33	666	美咲町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
33	681	吉備中央町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	1	1.4

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他



調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岡山県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								3	2	78	5	6.4	0	0	0	0									
	岡山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	倉敷市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	津山市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	玉野市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	笠岡市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	井原市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	総社市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	高梁市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	新見市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	備前市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	瀬戸内市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	赤磐市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	真庭市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	美作市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	浅口市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	和気町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	早島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	里庄町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	矢掛町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	新庄村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鏡野町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	勝央町							1	0	58	0	0.0	0	0	0	0									
	奈義町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西粟倉村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	久米南町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	美咲町							2	2	20	5	25.0	0	0	0	0									
	吉備中央町							0	0	0	0		0	0	0	0									



調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
			議員の出産が欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後休業期間の期日はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			14		23	2	0	19		0				17	18	18	18	19	15
			6		2	21	19	4		23				2	2	3	3	5	4
			2		2		4	0		0				0	0	0	0	0	0
			5		0									8	7	6	6	3	8
33	岡山	岡山市議員旧姓使用取扱要綱(平成14年3月14日制定) 第2条 職員は、次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 職に任命が記載されたもの (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等であつ、その内容が容易に職員の一性を確認できるもの (3) 職員の権利義務に関する文書等であつ、その内容が容易に職員の一性を確認できるものであつ、かつ、旧姓使用を原因とする争争が起るおそれがないもの (4) 前3号に掲げるもののほか、妥当なもの	岡山市議会	1	2	2	1		岡山市議会会議規則 第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間の経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
33	倉敷	倉敷市議員職務規程 第4条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用しようとするときは、あらかじめ内閣府令で定める必要な事項を登録することにより届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、所定の旧姓使用届出書を提出しなければならない。 2. 所長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 3. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 4. 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、内閣府令で定める必要な事項を登録することにより届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、所定の旧姓使用中止届出書を提出しなければならない。	倉敷市議会	1	2	2	1		倉敷市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間の経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間の経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
33	津山	津山市議員旧姓使用取扱規定 第3条 市長は、別表第1に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員が旧姓使用の申請があつたときは、旧姓の使用を認めるものとする。別表第1「基準」欄及び備考は後第1章「組織内部で使用する」欄の一性の確認が容易にできるもの。2. 対外的なもので氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの	岡山県津山市議会	1	2	2	1		津山市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間の経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	2



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が、適用上認められているか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が、適用上認められているか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が、適用上認められているか。	問5 問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定(産休を含む)が、適用上認められているか。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い													
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い期間である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
	33	##	玉野市	1	玉野市議員の旧姓使用に関する要綱 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1)法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用される文書等で、議員の同一性の確認が容易にできるもの (2)議員の権利義務に係る文書等で、議員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする争いが起こるおそれがないもの (3)対外的に使用されることがあるが、氏名(の記載)にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせおそれがないもの (4)その他市長が適当と認める軽易な文書	玉野市議会	1	2	2	1	2			1	1	1	1	1	1					
	33	##	笠岡市	3		笠岡市議会	1	2	2	1			2					1	1	1	1	1	1	
	33	##	井原市	1	井原市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の申出) 第3条 旧姓を文書等に使用したい職員は、旧姓使用申出書(様式第1号)に婚姻等の前後の戸籍上の氏名を記載する事項を添付し、任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該職員の旧姓の使用を承認し、当該職員に旧姓使用証明書(様式第2号)を交付しなければならない。	井原市議会	1	2	2	1	2			2					1	1	1	1	1	4
	33	##	総社市	2		総社市議会	1	2	2	1			2					1	1	1	1	1	1	
	33	##	高梁市	2		高梁市議会	1	2	2	1			2					1	1	1	1	1	1	

都 道 区	市 区	町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以降、2015年度以降 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い期間である。 2. 明記した規定はない。 3. 産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他											
				議 会 名																		
33	##	新野市	2	議前市議員旧姓使用取扱要綱 議前市内規第88号 議前市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議前市に勤務する一般職に属する職員(臨時任用及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、異子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は第4条に規定する限り、職務遂行又は事務処理上認められる範囲内において、旧姓を使用することができる。 (1) 職場での呼称 (2) 名前札、職員録等単に名前が記載されたもの (3) 職員の権利や義務に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を原因とする紛争が生じるおそれがないもの (4) 部外文書、事務分掌等単に組織内部で使用する文書等で、職員の同一性を容易に確認できる内容のもの (5) その他法令等に基づかない文書で市長が認めるもの 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を確認する文書その他の職務遂行又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。ただし、職員の身分関係を証明する文書のうち、職務遂行又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないものとして、市長が特に認めるものについては、この限りでない。 (旧姓使用等の責務) 第3条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民及び職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。また、旧姓の使用を認められた文書等には、原則として統一的に旧姓を使用しなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (旧姓使用届) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。 2 前項の旧姓使用届は議前市議員服務規程(平成17年議前市議会第4号)第1条に基づき履次事項変更届に添えて提出するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用届は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を届け出ることとはできない。 (その他の要事項) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。	新野市議会	3						議前市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	4	2	4			
33	##	備前市	1	岡山県備前市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1					
33	##	瀬戸内市	2	瀬戸内市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	4	2	4			
33	##	赤松市	1	赤松市議会	1	2	2	1		2		4	4	4	4	4	4	4				
33	##	真庭市	1	真庭市議会	2							2	2	2	2	2	2	2				
33	##	東作市	4	東作市議会	1	2	3	2		2		4	4	2	2	2	2	2				

都 道 区	市 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の労働後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の労働後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
33	##	浪口市	1	浪口市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 市長は、旧姓を使用することにより、選挙権、被選挙権が行使できない時期がある場合においては、これを承認するものとする。	浪口市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1	
33	##	和氣町	1	和氣町職員服務規程(平成18年3月1日 訓令第16号) (旧姓の使用) 第9条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文章等に使用するときには、所定の旧姓使用届出書を提出しなければならない。 2 所長は、所属職員の旧姓の使用に差し支えない運用が図られるように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に住民、職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 4 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、所定の旧姓使用中止届を提出しなければならない。	和氣町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1	
33	##	早島町	2		早島町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1	
33	##	里庄町	3		里庄町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1	
33	##	矢掛町	1	矢掛町病院企業職員の旧姓等使用取扱いに関する内規 (趣旨) 第1条 この要綱は、矢掛町病院企業職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を、外籍籍の職員が住民票の住所欄に記載している連絡名をそれぞれ文章等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓等使用の範囲) 第2条 職員は、法令に違反しない範囲内及び任命権者が職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じおそれないことを認める文書や書類等において、旧姓等の使用をすることができ、その具体例は別表に定める。 (旧姓等使用者の責務) 第3条 旧姓等を使用する職員は、旧姓等を使用するに当たり、当該患者及び他の職員に混乱を生じさせなければならない。 (旧姓等使用届等) 第4条 職員は、旧姓等の使用の承認を受けようとするときは、旧姓等使用届(様式第1号)を所長兼事務長に提出しなければならない。 (旧姓等使用の中止) 第5条 旧姓等使用届を提出して旧姓等を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(様式第2号)を所長兼事務長に提出しなければならない。 2 第5条に規定する責務を旧姓等使用者が果たさないときは、事務長は旧姓等の使用を中止させることができる。 (所長兼事務長の責務) 第6条 所長兼事務長は、所属職員の旧姓等の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第7条 この内規に定めるもののほか、旧姓等の使用に關し必要な事項は、事務長が定める。	矢掛町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1	1	4
33	##	新庄社	4		新庄社議会	2				2		2	2	2	2	2	2	2	
33	##	鏡野町	4		鏡野町議会	1	1	3	2			4	1	1	1	1	1	4	

都 道 区	市 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 問1で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
コ ド	コ ド	コ ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
			勝央町職員旧姓使用取扱要綱																
33	##	勝央町	1	第1条 この要綱は、勝央町職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引継ぎや婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	勝央町議会	1	2	3	2			4	4	4	4	1	1		
33	##	奈義町	1	(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。 (使用範囲) 第2条 職員は、別表に掲げる事項において、法律等の規定に反するおそれのない、職務遂行上または事務処理上善い支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	奈義町議会	1	1	2	1	2		4	4	4	4	4	4		
33	##	西栗倉村	2		西栗倉村議会	3						4	4	4	4	4	4		
33	##	久米南町	4		久米南町議会	1	2	2	1	久米南町議会会議規則第2条第2項 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
33	##	美咲町	1	(趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、美咲町に勤務する地方公務員法昭和25年法律第91号第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、課長級以上の職員を除く。 (使用及び範囲) 第3条 町長は、別表に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。 (使用手続及び承認の通知) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。 2. 前項の旧姓使用申請書は、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3. 町長が旧姓使用を承認したときは、人事担当課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 (義務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民、他の職員等に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓を文書等に使用することに関し必要な事項は、町長の別表に定める。	美咲町議会	1	2	2	1	美咲町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉会時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
33	##	吉備中央町	4		吉備中央町議会	1	2	2	1	吉備中央町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の前(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		

調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引きガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラズメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラズメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後取組む予定もない。	へ防1 倫止・ 相にハ 2 理にハ 向 3 りハ 防 け止 け 止 し 4 . 其 他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	3
		0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	7	23
		0	0	18	0	0	3	0	0	0	0	0	1
		27	26	0	0	0	0	0	0	0	20		
	33 # 岡山市	4	4	3						3	2		1
	33 # 倉敷市	4	4	3					3	2			2
	33 # 津山市	4	4	3					3	4			2
	33 # 玉野市	4	4	3					3	2			2
	33 # 笠岡市	4	4	1			3		3	2			2
	33 # 井原市	4	4	1	1				3	4			1
	33 # 総社市	4	4	3					3	4			2
	33 # 高梁市	4	4	3					3	2			2
	33 # 新見市	4	4	3					3	4			2
	33 # 備前市	4	4	3					3	4			2
	33 # 瀬戸内市	4	4	3					3	2			2
	33 # 赤磐市	4	4	1	1		3		3	4			2
	33 # 真庭市	4	2	3					3	4			2
	33 # 美作市	4	4	3					3	2			2
	33 # 浅口市	4	4	1	1				3	4			2
	33 # 加気町	4	4	3					3	4			2
	33 # 高島町	4	4	3					3	4			2
	33 # 津庄町	4	4	3					3	4			2

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用すること による保育施設等が 議会または提供され ているか。	問10 議員の利用すること による授乳室等が議 会に設置または提供 されているか。	問11 議会におけるハラ スメント防止に關 する取組を行っている か。	問12 1. を選択した場合、 行っている取組みは、 次のうちどれか。				問13 問12で、1. を選 択した場合、当該部 分の案文(本文)を 記入してください。	問14 男女共同参画に關 する研修(ハラスメ ント防止に關する もの以外)を行って いますか。	問15 議会において、通 称又は旧姓の使用を 認めていますか。		問16 問15で、1. を選 択した場合、当該部 分の案文(本文)を 記入してください。	問17 政治分野の男女共 同参画のために実 施していることがあ ればご記入ください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 備止 理にハ あ規開 らる定 すス 等るメ ン規 が定	相に2 談開 るラ るを 定す ス 等る メ ン規 が定	向防3 研にハ い開 らるを 定す ス 等る メ ン規 が定	4 ・ そ 他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
33	##	先指野	4	4	3					3	4			2
33	##	船住村	4	4	3					3	4			2
33	##	船橋町	4	4	2					3	4			2
33	##	勝央町	4	4	2					2	4		1	勝央町地域防災計画 防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災委員の委員への任命など、防災に関する取組方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
33	##	森岡町	4	4	2					2	4			2
33	##	西農産村	4	4	3					3	4			3
33	##	八束通町	4	4	2					3	4			2
33	##	養狭町	4	4	1			3		3	4			2
33	##	高橋中央町	4	4	3					2	4			2